

利用者の皆さまへ

病院長

地域医療支援病院の初診時・再診時の選定療養費の変更について

当院は令和3年3月30日に県から「地域医療支援病院」の承認を受けました。[この度の診療報酬改定によって、令和4年10月1日～選定療養費の金額と要件が変更となりますのでお知らせいたします。](#)

地域医療支援病院の役割は、近隣の診療所の先生方と連携しながら主に下記の4点を担い、地域の「かかりつけ医」を支援することです。

- ① 多くの紹介患者さんに対する医療の提供と治療後の逆紹介の推進
- ② 専門的な検査、手術、入院治療と重症者への救急医療の提供
- ③ 高額医療機器（CT・MRI・核医学検査・内視鏡など）の共同利用
- ④ 地域の医療従事者に向けた研修会の開催

今後も今まで以上に地域のかかりつけ医との連携を深め、地域医療を支援していく所存でございますので、何卒ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

選定療養費	令和4年9月30日まで	令和4年10月1日～
初診時	5,500円（医科） 3,300円（歯科）	7,700円（医科） 増額分は診療報酬から減算 5,500円（歯科） 増額分は診療報酬から減算
	<p>< 以下に該当する方は徴収いたしません ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 紹介状をお持ちの方 ・ 人間ドックや健診の結果により要精密検査依頼書をお持ちの方 ・ 救急（夜間・休日・救急搬送等）で受診された方 ・ 労災、公務災害、交通事故、自由診療の方 ・ 外来受診後にそのまま入院された方 ・ 特定疾患、生活保護、県障などの障がいに関わる公費受給者証をお持ちの方 ・ 当院の他科に継続受診中の方 → 10/1～当院の主治医から院内紹介がある方 	
再診時	2,750円（医科） 1,650円（歯科）	3,300円（医科） 増額分は診療報酬から減算 2,090円（歯科） 増額分は診療報酬から減算
	<p>< 以下に該当する方のみ徴収させていただきます ></p> <p>症状が安定し、他院へ紹介状により逆紹介したにも関わらず、本人の強い希望により、紹介状を持たず、引き続き当院で同一疾病の再診を受ける場合</p>	

選定療養費について

<金額について>

承認後の金額は病院が決められているのではなく国が定めている金額です。

<初診時選定療養費>

徴収対象外の要件は下記のとおりです。

- ・ 紹介状をお持ちの方
- ・ 人間ドックや健診の結果により要精密検査依頼書をお持ちの方
- ・ 救急（夜間・休日・救急搬送等）で受診された方
- ・ 労災、公務災害、交通事故、自由診療の方
- ・ 外来受診後にそのまま入院された方
- ・ 特定疾患、生活保護、県障などの障がいに関わる公費受給者証をお持ちの方
- ・ 当院の他科に継続受診中の方 → 当院の主治医から院内紹介がある方

→当院かかりつけであっても、「紹介状、健診等の要精密検査依頼書、当院の主治医からの院内紹介のいずれもなく新たな診療科を受診」する場合は、初診患者扱いとして徴収が義務化されます。

→院内紹介は当院主治医が他科の新患受診を必要と認めた場合に事前に行います。

<再診時選定療養費>

- ・ 症状が安定し他院へ逆紹介した後でも、違う疾患による再診であれば、同じ診療科でも徴収になりません。
- ・ 症状が安定し他院へ逆紹介した後でも、定期的なフォローアップの再診を受ける場合は、当院指示なので徴収になりません。
- ・ 症状が安定し他院へ逆紹介した後、同一疾病の治療をどうしても当院で希望される場合は、紹介状をお願いします。

※ 目安として終診後1か月以内は再診扱い、1か月以上は初診扱いとなります。